第 72 回大阪市廃棄物減量等推進審議会　次第

日　時：令和８年 10 月５日（月）
15 時 30 分から
場　所：大阪市環境局第１、２会議室

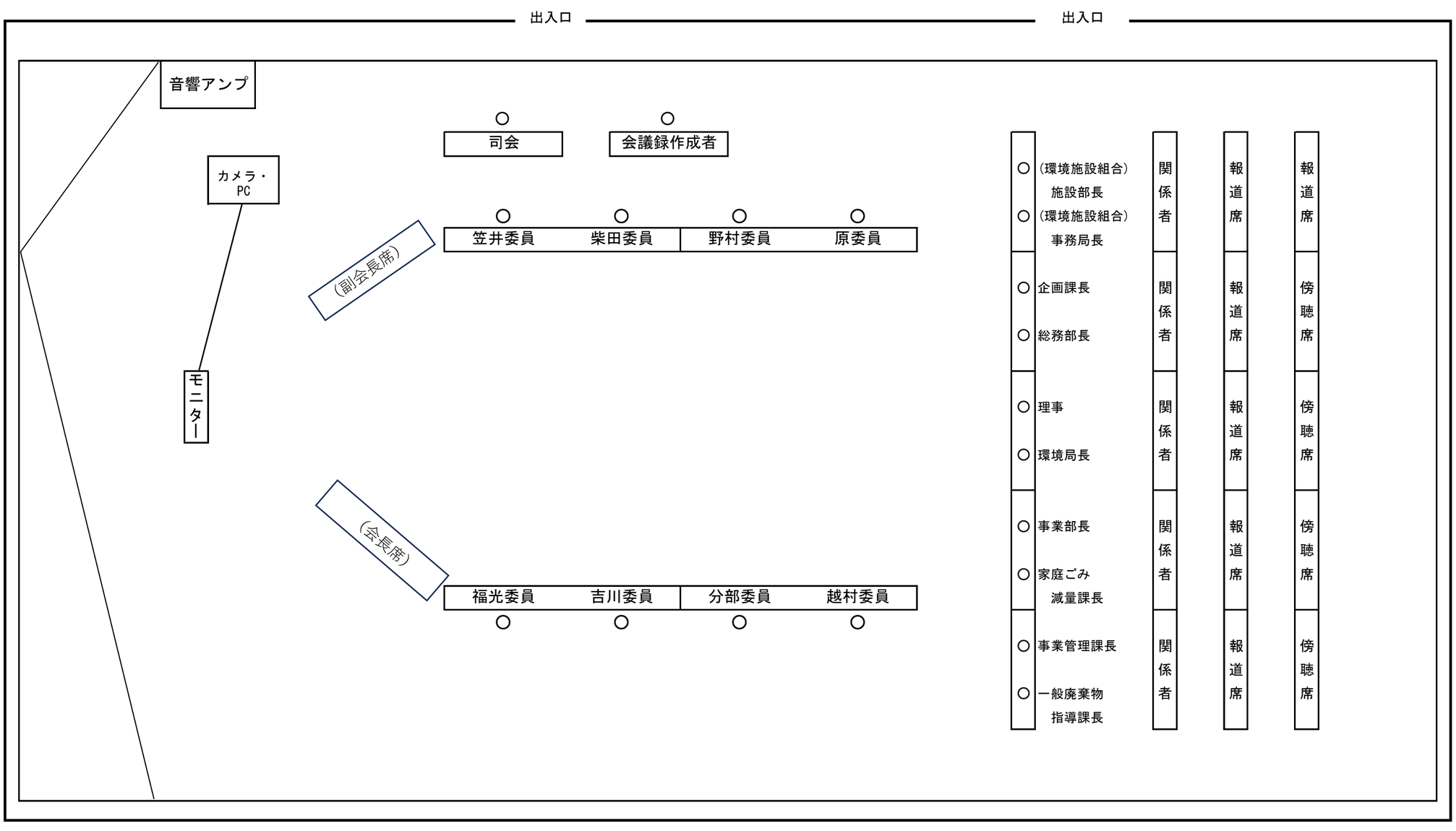
１　開会

２　議事
・ごみ処理のひっ迫状況について
・令和７年度のごみ量について
・令和７年度ごみ量と前計画との比較について
・令和８年度のごみ量について
・さらなるごみ減量の推進について

３　閉会

［配布資料］
・大阪市廃棄物減量等推進審議会 委員名簿
・配席図
・大阪市廃棄物減量等推進審議会規則
・資料「第 72 回 大阪市廃棄物減量等推進審議会資料」

第72回大阪市廃棄物減量等推進審議会（令和8年10月5日　15時30分から）　　配席図



《WEB出席委員》

小島委員

島田委員

第72回　大阪市廃棄物減量等推進審議会　委員名簿

	役職	氏　名	職　　名	位置付け
1	委員	大久保　規子	大阪大学大学院法学研究科教授	学識経験者 （行政法、環境法）
2	委員	笠井　裕子	近畿百貨店協会	事業者 （流通関係）
3	委員	小島　理沙	京都経済短期大学経営情報学科教授	学識経験者 （環境経済学）
4	委員	越村　市二	大阪市地域振興会副会長	市民代表
5	委員	柴田　吉子	ごみゼロネット大阪理事	市民活動団体 （ごみ減量の推進等関係）
6	委員	島田　洋子	京都大学大学院工学研究科教授	学識経験者 （都市環境工学）
7	委員	西田　昌弘	大阪商工会議所産業部部長	大阪市の区域内の 公共的団体等の代表者 （経済団体）
8	委員	野村　俊之	大阪公立大学大学院工学研究科教授	学識経験者 （環境工学）
9	委員	原　　圭史郎	大阪大学大学院工学研究科教授	学識経験者 （環境・エネルギー策、 都市環境工学）
10	委員	福光　　真紀	弁護士	学識経験者 （弁護士）
11	委員	吉川　正史	近畿大学法学部准教授	学識経験者 （行政法、環境法）
12	委員	分部　悦子	生活協同組合おおさかパルコープ組合員理事	事業者 （消費者団体）

（50音順・敬称略）

大阪市廃棄物減量等推進審議会規則

(趣旨)

第１条　この規則は、大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例(平成５年大阪市条例第４号)第３３条の２第６号の規定に基づき、大阪市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第２条　審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(専門委員)

第３条　専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

２　専門委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(部会)

第４条　会長が必要と認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

２　部会は、会長が指名する委員及び専門委員で組織する。

３　部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長が指名する。

(会議)

第５条　審議会の会議は、会長が招集する。

２　審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第６条　審議会は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第７条　審議会の庶務は、環境局において処理する。

(施行の細目)

第８条　この規則の施行について必要な事項は、会長が定める。

附　則

この規則は、平成７年８月９日から施行する。

附　則

この規則は、平成１９年４月１日から施行する。